



2020年1月31日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 菊岡 稔
(コード番号：6740 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 大河内聡人
兼 ファイナンス本部長
(TEL. 03-6732-8100)

**資本提携契約の締結、第三者割当によるB種優先株式及び新株予約権の発行
並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、2020年1月31日付の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、Ichigo Trust（以下「いちごトラスト」といいます。）との間で資本提携契約（以下「本資本提携契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、本資本提携契約に基づき、いちごトラストに対する第三者割当による株式会社ジャパンディスプレイB種優先株式（以下「B種優先株式」といいます。）の発行（以下「B種優先株式第三者割当」といいます。）及び株式会社ジャパンディスプレイ第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権第三者割当」といい、B種優先株式第三者割当と併せて「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本第三者割当は、割当予定先であるいちごトラストに特に有利な金額に該当するものとして、2020年3月25日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における本第三者割当に関連する議案の特別決議による承認が得られること、並びに本株主総会におけるB種優先株式及び本新株予約権の目的となる株式である株式会社ジャパンディスプレイC種優先株式（以下「C種優先株式」といいます。）の発行のための定款の一部変更に係る議案の承認が得られること等（以下「本前提条件」といいます。）を条件としております。

B種優先株式及び本新株予約権の目的であるC種優先株式の発行、並びに株式会社INCJ（以下「INCJ」といいます。）に対する第三者割当の方法による株式会社ジャパンディスプレイA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）の発行（以下「A種優先株式第三者割当」といいます。）のための定款の一部変更の詳細につきましては、本日付で別途公表しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。また、本第三者割当に関する決議に伴い、本第三者割当が実行されること、並びに本株主総会におけるA種優先株式第三者割当に関連する議案及びA種優先株式発行のための定款の一部変更に係る議案の承認が得られること等を条件としてA種優先株式第三者割当を実行することを決

議いたしました。かかる詳細につきましては、本日付で別途公表しております「第三者割当によるA種優先株式の発行、(変更)資金の借入、及び(変更)持分法適用関連会社の株式の譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。

記

I. 本第三者割当

1. 募集の概要

① B種優先株式

(1) 払 込 期 日	2020年3月26日(木曜日)
(2) 発行新株式数 (募集株式の数)	B種優先株式 672,000,000株
(3) 発行 価 額	1株につき75円
(4) 調達資金の額	50,400,000,000円
(5) 募集又は割当方法	いちごトラストに対する第三者割当の方法によります。
(6) B種転換価額	50円
(7) そ の 他	上記各号については、本前提条件が全て満たされることを条件としています。 発行要項上、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、B種優先株式の当社普通株式への転換が可能となるのは、B種優先株式の払込期日の1年後の応当日以降となります。 発行要項上、B種優先株式は当社取締役会の承諾がない限り譲渡が禁止されております。なお、本資本提携契約において、B種優先株式が当社普通株式に転換された場合には、B種優先株式 336,000,000株の取得請求権によって発行した当社普通株式に関してB種優先株式の払込期日以降3年間、B種優先株式 336,000,000株の取得請求権によって発行した当社普通株式に関してB種優先株式の払込期日以降5年間に於けるいちごトラストによる譲渡が禁止されております。

(注) B種優先株式の発行要項の詳細につきましては、別紙1に記載しております。

② 本新株予約権

(1) 割 当 日	2020年3月26日(木曜日)
(2) 発行新株予約権数	672個
(3) 発行 価 額	0円
(4) 当該発行による 潜在株式数	C種優先株式 672,000,000株
(5) 調達資金の額	50,400,000,000円 内訳: 本新株予約権発行による調達額: 0円 本新株予約権行使による調達額: 50,400,000,000円
(6) 行 使 価 額	1株につき75円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	いちごトラストに対する第三者割当の方法によります。
(8) そ の 他	上記各号については、本前提条件が全て満たされることを前提としています。 (本新株予約権) 発行要項上、本新株予約権の行使期間は2020年4月1日から2023年3月31日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとなります。 発行要項上、本新株予約権は当社取締役会の承諾がない限り譲渡が禁

	<p>止されており、また、本資本提携契約において、いちごトラストによる本新株予約権の譲渡が禁止されております。</p> <p>発行要項上、本新株予約権がその発行要項に違反して第三者に譲渡され、かつ本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるとされております。</p> <p>(C種優先株式)</p> <p>発行要項上、普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、その転換価額は50円です。</p> <p>発行要項上、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、C種優先株式の当社普通株式への転換が可能となるのは、C種優先株式の払込期日（C種優先株式が最初に発行された日）の1年後の応当日以降となりますが、本資本提携契約において、本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該新株予約権の目的であるC種優先株式がいちごトラストに付与された場合、当該C種優先株式の払込期日（当該C種優先株式が発行された日）の1年後の応当日を経過するまでの間、当社普通株式への転換が禁止されております。</p> <p>発行要項上、当社取締役会の承諾がない限り譲渡が禁止されております。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項の詳細につきましては、別紙2に記載しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当に至る経緯

当社は、中小型ディスプレイ及び関連製品の開発、設計、製造及び販売を主な事業内容とし、技術力と生産能力の双方を備えた中小型ディスプレイのグローバルリーディングカンパニーとしての地位の確立を目指し、INCJ（当時の商号：株式会社産業革新機構）、ソニー株式会社、株式会社東芝及び株式会社日立製作所の4社の合意のもと2012年に事業を開始しました。当社は、ディスプレイの高精細化、低消費電力化、狭額縁化を実現するLTPSバックプレーン技術に強みを持ち、当該技術をコアとした高性能液晶ディスプレイの開発・生産により、中小型液晶ディスプレイの分野でスマートフォンメーカーや車載機器メーカー、民生機器メーカー等から数多くの採用をいただいております。

しかし、当社の事業の中心であるスマートフォン市場では、これまで成長をけん引してきた中国経済の減速や買い替えサイクルの長期化等により、世界的に市場の成長が鈍化しております。当社ビジネスの中心である高価格帯スマートフォン市場においては、顧客であるスマートフォンメーカーのOLEDディスプレイ採用の拡大に加えて、韓国メーカーによるOLEDディスプレイの攻勢や、中国の競合メーカーによる低温ポリシリコン（LTPS）技術を採用した液晶ディスプレイの生産能力拡大により、競争環境が激化しております。かかる事業環境の急激な変化の結果、当社の資金繰り及び収益性が急激に悪化するに至り、2019年3月期通期においても親会社株主に帰属する当期純利益で赤字を計上したことから純資産の毀損が生じるとともに、当社単独での事業継続を前提とした場合、当社の現預金残高（連結）が今後当社の足元の運転資金（事業上必要となる資本的支出を含む。）として当社の事業価値の維持に最低限必要と見込まれる水準を下回る可能性が否定できない状況に陥りました。

このような状況を受け、当社は、今後事業環境が大きく好転しない場合には、当社の事業価値の維持が困難となるのみならず、過小資本に陥ることで株式価値が著しく毀損する事態になり得ると考え、悪化した資金繰りの抜本的な解決や上場会社として適切な純資産額水準の確保のためには、大規模な

資本性資金が早期に必要であると判断し、2019年4月12日に Suwa Investment Holdings, LLC（以下「Suwa」といいます。）との間で「CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT」（その後の変更を含み、以下「Suwa 資本業務提携契約」といいます。）を締結し、同社に対する第三者割当による当社の普通株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行（以下「Suwa 第三者割当」といいます。）を公表しました。また、当社は、2019年8月27日に、当社、INCJ 及び Suwa との協議に基づき、Suwa 第三者割当の実行等を前提条件とした、（i）INCJ に対するA種優先株式第三者割当の実行、（ii）INCJ からの総額500億円の借入（以下「本シニア・ローン」といいます。）の実行、及び（iii）当社が保有する株式会社 JOLED の株式全ての代物弁済による INCJ への譲渡（以下「本代物弁済」といい、本シニア・ローン及びA種優先株式第三者割当と併せて「本リファイナンス」といいます。）を公表しました。

しかし、Suwa 第三者割当の公表以降、当社は Suwa 及びその出資予定者との間で Suwa 第三者割当の実行に向けて協議を進めてまいりましたが、Suwa の出資予定者から Suwa への出資を行わない旨の通知を受ける等したことから、出資予定者が出資を行わない場合にも機動的に対応するべく、INCJ とも連携しながら複数の投資家候補との接触・協議を重ねました。なお、出資のストラクチャーにつきましては、当社としては、大規模な資本性資金の早期調達を最も重視していたことから、投資家候補の希望を最大限尊重しつつ、議論をいたしました。

他方で、Suwa 第三者割当の公表以降、当社の資金繰りは悪化を続け、当社は事業継続に必要な運転資金を確保する必要があったことから、当社の筆頭株主かつ最大債権者である INCJ 及び当社の取引先等の関係者に対して継続的な支援を要請しました。その結果、当社は INCJ との間で、2019年4月18日にブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を、同年8月7日及び同年9月2日に短期借入金としての金銭消費貸借契約を締結し、総額600億円を借入れました。また、当社は2019年5月30日に公表した通り、当社顧客との間で、当社の当面の財務強化に対する協力として、当該顧客からの前受金に対する債権相殺金額を2年間にわたり従来の合意条件に対して半額に繰り延べることについて合意し、その後、同年6月28日に公表した通り、繰り延べ金額を従来の合意条件に対して4分の3に相当する金額に増額することを合意しております。さらに、同年10月23日に公表した通り、当社は、足元における当社顧客からの需要増を背景とした増加運転資金に対応すべく、同年11月から、当社顧客の当社に対する支払いサイトの短縮化を含めた資金繰り支援を受けるとともに、複数の他の取引先からも取引の支払い条件緩和の協力を得ることとなりました。

しかし、当社は、2020年3月期第2四半期連結累計期間において重要な減損損失を計上するとともに、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上した結果、同第2四半期連結会計期間末において101,612百万円の債務超過に陥る事態に至りました。当社は、事業面・財務面の抜本的改善を図るべく、2020年3月期第2四半期連結累計期間に生産設備の減損、一部工場の閉鎖や一時稼働停止、人員の大幅削減を含む構造改革を実行し、2020年3月期第3四半期以降の黒字体質の定着を目指してはおりますが、当社を取り巻く事業環境は今後も厳しい状況が続くことが想定される中で、当社が本業から生み出す事業利益だけで毀損した純資産額を根本的に回復させることは困難であり、上場会社として適切な純資産額水準を確保するためには、大規模な資本性資金が早期に必要である状況に変わりはありませんでした。また、上記のとおり、当社は、当社顧客及び取引先の支援で資金繰りを確保している状況であるところ、2020年3月末までに債務超過を解消しなければ、支援を頂いている当社顧客及び取引先からの取引条件の正常化に対するプレッシャーが一層強まり、結果として資

金繰りに重大な懸念が生じるおそれがあります。加えて、当社元従業員から当社の過年度決算における不適切な会計処理を行っていた旨の通知を受領したことを2019年11月27日に公表して以降、当社は特別調査委員会（2019年12月26日に第三者委員会に移行）及び第三者委員会を設置し元従業員の主張する過年度決算における不適切な会計処理に関する疑義に係る事実関係の有無等について調査を行っておりますが、当該疑義により当社のステークホルダーの一部からは当社の財務基盤に対する追加的な懸念が示されております。上記の状況を踏まえると、当社は財務基盤の悪化による企業価値の更なる毀損を防ぐためには、投資家候補からの資金調達及びそれを条件とするINCJによる本リファイナンスの一環であるA種優先株式第三者割当を早期に実行することにより、財務基盤を回復させることが喫緊の経営課題であると捉え、具体的な検討を継続してまいりました。

本第三者割当の割当予定先であるいちごトラストとは、2019年10月上旬に接触を開始して以降、当社の今後の事業戦略等に係る複数回の協議を経て、2019年12月12日に、当社がいちごトラストから、800億円から900億円の資金調達を実施する旨の最終契約の締結に向けて協議を進めることを合意する法的拘束力のない基本合意書を締結いたしました。なお、Suwa 第三者割当に係る出資が2019年12月31日までに実施されなかったことから、2020年1月8日付の当社取締役会において、Suwa 第三者割当を中止することを決議するとともに、同日、Suwa に対して、Suwa 資本業務提携契約の定めに基づいて、Suwa 資本業務提携契約を解除する旨の通知を送付し、Suwa 資本業務提携契約を解除しております。その後、当社は、INCJ 及び当社の顧客・取引先等の関係者と協議をしつつ、いちごトラストとの間で最終的な支援内容の合意に向けて協議及び交渉を重ねてまいりました。その結果、上記の当社を取り巻く状況を踏まえても、いちごトラストからは、2020年3月末までにB種優先株式の引受けによって最大500億円の資金提供を行い、2020年4月以降にも追加的に新株予約権の行使によるC種優先株式の引受けを通じて最大500億円（累計で最大1,000億円）の資金提供が可能である旨の意向が示され、それを受けて、INCJ からも、いちごトラストからのB種優先株式の引受けによる最大500億円の資金提供を条件に本リファイナンスを実行する旨の意向が示されました。また、いちごトラストからは、本第三者割当後の当社の取締役としてスコット キャロン氏（いちごトラストとの間の投資一任契約に基づきいちごトラストから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長）を派遣する旨の意向が示されました。これらを踏まえ、当社は、いちごトラストに対する本第三者割当及びINCJ に対するA種優先株式第三者割当の実行により、当社の純資産額を可及的速やかに上場会社として適切な水準に回復させることができる可能性が高くなるとともに、いちごトラストによる機関投資家としての長期保有及び支援やスコット キャロン氏の当社経営への参画が当社の中長期的な企業価値の向上に寄与すると考え、いちごトラストを本第三者割当の割当予定先として選定しました。

もっとも、いちごトラストを本第三者割当の割当予定先に選定するに至るまでに、当社は2017年8月9日付で公表した「構造改革および中期経営計画の骨子について」に基づき、OLED ディスプレイの量産化技術の確立と事業化の加速を目的とした戦略的パートナーシップを構築すべく、当該パートナー候補の選定プロセスを通じて相当数の候補先と接触したこと、及び2019年4月12日付のSuwa 第三者割当の公表を通じて、当社が大規模な資本性資金を早期に調達することを必要としている事実を公表した上で、一定期間に亘り Suwa 及びその出資予定者との協議及び投資家候補との協議・交渉を実

施してきたことから、当社はいちごトラストの選定にあたって、代替的なスポンサーの有無について十分なマーケットチェックを実施したものと考えており、本日現在、いちごトラスト以外の投資家候補から、早期かつ安定的な資本金の提供が見込まれる具体的な提案を含む意向の表明を受けておりません。

なお、当社は、本資本提携契約において、本第三者割当の実行前の当社の義務として、スコットキャロン氏を当社の取締役を選任する旨の議案を目的事項に含む臨時株主総会を招集することをいちごトラストと合意しています。

また、当社は、元従業員の本主張する過年度決算における不適切な会計処理に関する疑義に係る事実関係の調査等を第三者委員会に委嘱しておりますが、第三者委員会による調査及びその結果を踏まえた上での決算確定に相当の時間を要することから、当社は、2020年2月13日に予定しておりました第3四半期決算発表を延期することといたしました。もっとも、いちごトラスト及びINCJは、当該決算発表の延期の決定について了承のうえ、本資本提携契約及び本リファイナンスに関する契約を締結したものであり、本件に係る調査結果の受領及び第3四半期決算発表の実施は、これらの契約に基づく本第三者割当増資及び本リファイナンスの実行の前提条件とはされておられません。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。その際、上記「(1) 本第三者割当に至る経緯」記載の当社の資金需要及び過小資本に陥るおそれを踏まえれば、当社が希望する時間軸での必要金額の調達及び上場会社として適切な純資産額水準の確保が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

例えば、公募増資による普通株式の発行については、市場環境次第では目的を達せないおそれがあることに加え、当社の現在の財務状況等を踏まえると、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施は困難であると判断しました。また、ライツオファリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。加えて、公募増資による普通株式の発行やライツオファリング・株主割当では、当社の今後の成長戦略及び企業価値の最大化に対するスポンサーからのコミットメントが十分に得られないことも考慮しました。加えて、第三者割当による普通株式の発行については、早期の資本金の確保という目的には資するものの、既存株式に対して即時に急激な希薄化を直ちに生じさせ、既存株主の利益の保護の観点から望ましくないため、当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

これに対して、第三者割当によるB種優先株式及び本新株予約権の発行は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社にとって適切な選択肢になり得ると考えられ、かつ、既存株式の希薄化を直ちに生じさせることなく、早期の資本金の確保という目的に寄与するものであることから、本第三者割当により最大1,008億円の出資を受けることが、現時点で当社にとっての最良の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

他方、本第三者割当により割り当てるB種優先株式については議決権が付与されているところ、B種優先株式第三者割当によりいちごトラストに対してB種優先株式が割り当てられた場合、いちごト

ラストが有することとなる議決権数は 6,720,000 個であり、その場合の当社の総議決権数(2020 年 1 月 16 日現在の当社の総議決権数(8,461,356 個)に当該議決権数を加えた数である 15,181,356 個)に対する割合は 44.26%となりますが、B 種優先株式には転換価額 50 円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、B 種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権数は 10,080,000 個であり、その場合の当社の総議決権数(2020 年 1 月 16 日現在の当社の総議決権数(8,461,356 個)に当該議決権数を加えた数である 18,541,356 個)に対する割合は 54.36%となります。また、本新株予約権第三者割当により割り当てる本新株予約権については、その目的となる C 種優先株式は無議決権種類株式であるものの、C 種優先株式には転換価額 50 円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、B 種優先株式及び C 種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権数は 20,160,000 個であり、その場合の当社の総議決権数(2020 年 1 月 16 日現在の当社の総議決権数(8,461,356 個)に当該議決権数を加えた数である 28,621,356 個)に対する割合は 70.44%となります。

上記を踏まえ、普通株式を対価とする取得請求権が行使される可能性もあわせ考えると、いちごトラストは、会社法第 206 条の 2 第 1 項及び第 244 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に準じて取り扱うのが妥当であると判断しました。

この点に関して、2020 年 1 月 31 日付の取締役会において、当社の監査役 4 名は、①2020 年 1 月 31 日時点において、当社には大規模な資本性資金が早期に必要であると認められるところ、本第三者割当の発行規模は大規模ではあるものの、B 種優先株式の発行はあくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な限度に留まること、②本第三者割当は、いちごトラストから、2020 年 3 月末までに B 種優先株式の引受けによって最大 500 億円の資金提供を行い、2020 年 4 月以降にも追加的に新株予約権の行使による C 種優先株式の引受けを通じて最大 500 億円(累計で最大 1,000 億円)の資金提供が可能である旨の意向が示されたことを契機とするものであるところ、当社の財務状況等に鑑みると、いちごトラストが 1,000 億円全額について払込義務を負うこととなる資金供与に応じることは現実的ではなく、B 種優先株式の発行のためには本新株予約権の発行も不可欠であること、③本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、必要金額の調達の確実性が最も高く、かつ、既存株式の希薄化を直ちに生じさせることなく、早期の資本性資金の確保という目的に寄与するものであることから、最も適切な資金調達手法と考えられること、④B 種優先株式及び本新株予約権の目的である C 種優先株式については、最短でも払込期日(C 種優先株式については C 種優先株式が最初に発行された日)の 1 年後の応当日以降の当社普通株式への転換がそれぞれ想定されているため、本第三者割当により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、C 種優先株式(払込期日：本新株予約権の行使期間である 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間)と A 種優先株式(払込期日：2020 年 3 月 26 日)及び B 種優先株式(払込期日：2020 年 3 月 26 日)とは払込期日が異なることから、普通株式への転換可能期間が段階的に到来することとなり、急激な希薄化が直ちに生ずることに対する配慮がなされていること、⑤実際には、B 種優先株式、本新株予約権及び A 種優先株式が発行された場合においても、B 種優先株式以外は議決権がないため、B 種優先株式発行の時点では、現在の普通株式の所有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていること、⑥各優先株式については当社の判断で強制的に償還を行うことが可能であるため、十分な分配可能額を確保できた場合には強制償還を行うことにより、既存株主の議決権等に対する希薄化が生じる可能性を低減す

ることができる仕組みを採用していること、⑦A種優先株式の発行と引き換えに、INCJ が保有している第1回劣後 CB を買入消却することを予定しているため、第1回劣後 CB に係る潜在株式(2020年1月31日現在：63,938,618株)に係る議決権数(2020年1月31日現在：639,386個)の増加の可能性がなくなること、⑧B種優先株式及びC種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権に係る転換価額が50円であることについても、当社の置かれた厳しい財務状況並びにいちごトラストとの協議及び交渉の結果決定されたものであり、本株式価値算定書(下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ② 本新株予約権」で定義します。)で示された算定結果も踏まえると、当該発行条件は、本第三者割当を実行する必要性に鑑みればやむを得ないものであると認められると判断できること、⑨本第三者割当は、株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としており、その他法令上必要な手続が行われていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当及びA種優先株式第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには必要性及び相当性が認められる旨の意見を表明しています。なお、当社取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① B種優先株式

(1) 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	50,400百万円
イ 発行諸費用の概算額	470百万円
ウ 差引手取概算額	49,930百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、主にB種優先株式第三者割当に係る野村証券株式会社(所在地：東京都中央区日本橋一丁目9番1号、代表者：森田敏夫)に対するフィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、B種優先株式の価値評価費用並びにその他事務費用(臨時報告書作成費用、払込取扱銀行手数料、反社チェック調査費用、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等)の合計であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

B種優先株式第三者割当の差引手取概算額49,930,000,000円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ア 成長事業における設備投資	25,000	2020年4月～2022年3月
イ 運転資金	24,930	2020年4月～2020年9月

ア 成長事業における設備投資

当社は、B種優先株式第三者割当に係る調達資金のうち55億円を、茂原工場(千葉県茂原市)内に設置されている蒸着方式有機EL(Organic Light Emitting Diode、以下「OLED」といいます。)ディスプレイ(注)の生産ラインにおける量産技術の改善、生産性向上の設備投資に充てることを予定しております。

(注) 蒸着方式 OLED ディスプレイは、電流を流すと自ら発光する有機物を蒸発させ基板表面に付着させる方法（蒸着方式）により製造されたディスプレイです。液晶ディスプレイに比べデザイン

の自由度（折り曲げ可能等）に優れ高価格帯のスマートフォン等で採用が進んでいます。当社は、中小型液晶ディスプレイの開発、設計、製造及び販売を主たる事業としておりますが、従来より蒸着方式 OLED ディスプレイの研究開発にも取り組み、2019年12月から当社初となる量産品の出荷を開始しています。当社の蒸着方式 OLED ディスプレイ技術は Advanced SBS 方式と呼ばれる画期的な OLED 層形成方式を採用しており、SBS 方式や WOLED 方式といった既存技術に比べて高精細、低消費電力の観点から優位性を有しており、長寿命化も可能としています。

また、B種優先株第三者割当に係る調達資金のうち170億円を、車載及びその他ノンモバイル製品向け液晶ディスプレイの生産拡大に向けた設備投資に充当することを予定しております。

車載市場は、市場全体が堅調に成長見込みである（出典：Techno Systems Research 20年1月版）ことに加え、従来型技術であるアモルファスシリコン（Amorphous Silicon）液晶ディスプレイから、高精細、狭額縁、低消費電力を実現する低温ポリシリコン（LTPS）液晶ディスプレイへの置換が進んでいる状況にあります。このような事業環境に加え、当社は、車載分野において、LTPS 液晶ディスプレイの高度な技術・ノウハウの保有、長期間に亘る顧客との取引実績、車載ディスプレイ専用工場の所有等といった競争優位性を有していると考えております。当社は、モバイル分野に比べ収益性及び安定性の高い車載分野に従来注力しており、引き続き同分野におけるリーディングサプライヤーとしての地位の維持・向上を図り、収益の最大化を目指すため、生産能力の拡大を図る計画です。

さらに、B種優先株第三者割当に係る調達資金のうち25億円につきましては、LTPS 技術の応用により開発され、幅広い用途が期待されるセンサの量産化を見据えた設備投資に充てることを計画しております。

それにより、画素密度が1,000ppi以上の超高精細が要求されるVR（バーチャル・リアリティ）ヘッドマウントディスプレイ等、今後の市場拡大が期待される新事業分野における収益拡大に向け、生産設備の拡充を図ります。

イ 運転資金

当社は、2019年10月23日付プレスリリース「当社の資金状況の進展について」にてお知らせしたとおり、足元における当社顧客からの需要増を背景とした増加運転資金に対応すべく、同年11月から、当社顧客の当社に対する支払いサイトの短縮化を含めた資金繰り支援を受けるとともに、複数の他の取引先からも取引の支払い条件緩和の協力を得ることとなりました。これらの支援は、当社からの要請に基づく一時的な支援策であり、あくまで当社顧客及び他の取引先の協力の下に成り立っているものです。

そこで、当社は、B種優先株第三者割当の調達資金のうち249億3,000万円を運転資金に充当することで、当社顧客及び他の取引先との取引条件を正常化しつつ資金繰りを改善し、安定的な事業継続につなげることを予定しております。

② 本新株予約権

(1) 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	50,400百万円
-----------	-----------

イ 発行諸費用の概算額	470 百万円
ウ 差引手取概算額	49,930 百万円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額は、主に本新株予約権の発行に係る野村証券株式会社（所在地：東京都中央区日本橋一丁目9番1号、代表者：森田敏夫）に対するフィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用並びにその他事務費用（臨時報告書作成費用、払込取扱銀行手数料、反社チェック調査費用、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等）の合計であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本資本提携契約上、当社が本新株予約権を行使するよう合理的な根拠を示して要請した場合には、いちごトラストは当該要請を最大限尊重するものとされていますが、本新株予約権は無条件で行使を確約する新株予約権ではないことから、全額行使は保証されておりません。本新株予約権が行使期間内に行使されなかった場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額は減少します。本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額が減少した場合には、下記(2)の借入金の弁済について、手元資金により充当する、又は手元資金の状況に照らして借入期限の延長を申し入れる予定であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本新株予約権第三者割当の差引手取概算額 49,930,000,000 円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
借入金の弁済	49,930	2020年4月～2023年3月

当社は、現在、当社の筆頭株主かつ最大債権者である INCJ から、(i)劣後特約付貸付(元本総額 300 億円)、(ii)当社が 3 銀行との間で締結しているコミットメントライン契約(コミットメント枠 1,070 億円)(以下「本コミットメントライン契約」といいます。)に対する連帯保証、(iii)2019 年 12 月 25 日付の短期貸付(元本総額 200 億円)(以下「2019 年 12 月 25 日付短期貸付」といいます。)、(iv)株式会社ジャパンディスプレイ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(未償還残高 250 億円)(以下「第 1 回劣後 CB」といいます。)の引受け、(v)2019 年 4 月 18 日付のブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約に基づく貸付け(元本総額 200 億円)、(vi)同年 8 月 7 日付の短期借入金としての金銭消費貸借契約に基づく貸付け(元本総額 200 億円)(以下「2019 年 8 月 7 日付短期貸付」といいます。)及び(vii)同年 9 月 2 日付の短期借入金としての金銭消費貸借契約に基づく貸付け(元本総額 200 億円)(以下「2019 年 9 月 2 日付短期貸付」といいます。)による支援(以下「INCJ 既存支援」といいます。)を受けております。

INCJ 既存支援については、長期安定資金を確保し、また、負債性資金の一部を資本金性資金に変更することにより自己資本比率を高め当社の財務体質を改善するために、2019 年 5 月 30 日に、INCJ との間で、同社の当社に対する支援に関する合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結いたしました。

当社は、本合意書に基づき、本代物弁済に関して、2019 年 8 月 27 日付で代物弁済契約、2020 年 1 月 31 日付で代物弁済変更覚書を締結した結果、本第三者割当の実行日と同日に、上記(v)2019 年 4 月 18 日付金銭消費貸借契約に基づく貸付け(元本総額 200 億円)の全部、及び上記(i)劣後特約付貸付

(元本総額 300 億円)の一部である 263 億 2,000 万円の計 463 億 2,000 万円の代物弁済として、当社保有の株式会社 JOLED の株式の全てを INCJ に対して譲渡する旨を合意しております。

また、当社は、本合意書に基づき、本シニア・ローンに関して、2019 年 8 月 27 日付で Senior Facility Agreement(シニア・ローン契約)、2020 年 1 月 31 日付で Amended and Restated Senior Facility Agreement (シニア・ローン変更契約)を締結し、さらに A 種優先株式第三者割当に関する Preferred Share Subscription Agreement(優先株式引受契約)を新たに締結した結果、本第三者割当の実行日と同日に、(viii)INCJ からの本シニア・ローン(総額 500 億円)及び INCJ による A 種優先株式の引受け(総額 1,020 億円)が行われることとなります。そして、上記(ii)本コミットメントライン契約(コミットメント枠 1,070 億円)に基づく貸付け(元本総額 1,070 億円)、上記(iii)2019 年 12 月 25 日付短期貸付(元本総額 200 億円)及び上記(iv)第 1 回劣後 CB(未償還残高 250 億円)の全部が、本第三者割当と同時に弁済されることとなります。

これにより、INCJ の当社に対する貸付は、上記(i)劣後特約付貸付(元本総額 300 億円)の残部、上記(vi)2019 年 8 月 7 日付短期貸付(元本総額 200 億円)、上記(vii)2019 年 9 月 2 日付短期貸付(元本総額 200 億円)及び上記(viii)本シニア・ローン(総額 500 億円)が存続することとなります。なお、上記(vi)2019 年 8 月 7 日付短期貸付(元本総額 200 億円)、及び(vii)2019 年 9 月 2 日付短期貸付(元本総額 200 億円)については、返済期限が各借入実行日の 1 年後の応当日である旨公表しておりましたが、今般、INCJ より、当社の要望がある場合には、本第三者割当が実行されることを条件として、2019 年 8 月 7 日付短期貸付の返済期限を 1 年間延長し、2019 年 9 月 2 日付短期貸付の返済期限についても最大 2 年間延長する準備がある旨の通知を受領しております。

本新株予約権の行使による調達資金 499 億 3,000 万円については、いちごトラストが本新株予約権を行使する時期に応じて、上記 INCJ の当社に対する貸付の期限前弁済に充当することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当に基づく資金調達は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の企業価値向上に資するものであり、最終的に既存株主の皆様が利益拡大が図られるものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① B 種優先株式

当社は、B 種優先株式の諸条件を考慮した B 種優先株式の価額の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼し、赤坂国際会計から 2020 年 1 月 31 日付で、B 種優先株式の種類株式価値算定書(以下「B 種優先株式価値算定書」といいます。)を取得しております。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社、INCJ 及び割当予定先であるいちごトラストの関連当事者には該当せず、本第三者割当及び A 種優先株式第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

B種優先株式価値算定書によれば、赤坂国際会計は、一定の前提（B種優先株式の転換価額、いちごトラストが普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の1株当たりの株式価値、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、割引率等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、B種優先株式の公正な評価額をB種優先株式100円当たり83.8円から103.8円と算定しております。また、いちごトラストに対して割り当てるB種優先株式の公正な評価額は、B種優先株式の払込金額504億円当たり422.4億円から523.2億円と算定されております。

なお、B種優先株式価値算定書及び本新株予約権価値算定書（下記「②本新株予約権」で定義します。）における算定の前提のうち、当社普通株式の1株当たりの株式価値については、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）によって算定された36円から57円を採用しております。DCF法は、事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、企業が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を算定する手法であり、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権及び本新株予約権の目的であるC種優先株式の諸条件を考慮した本新株予約権の価額の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計から2020年1月31日付で、本新株予約権の価値算定書（以下「本新株予約権価値算定書」といい、B種優先株式価値算定書と併せて以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

本新株予約権価値算定書によれば、赤坂国際会計は、一定の前提（C種優先株式の転換価額、いちごトラストがC種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の1株当たりの株式価値、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、割引率等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、C種優先株式100円当たりを1単位とした場合の本新株予約権の公正な評価額を、0円から10.5円と算定しております。また、いちごトラストに割り当てる本新株予約権の目的となる株式であるC種優先株式の公正な評価額は、C種優先株式の想定払込金額504億円当たり0円から52.9億円と算定されております。

③ いちごトラストに割り当てるB種優先株式及び本新株予約権

いちごトラストに対するB種優先株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当は、本株主総会において同一議案として承認を得て、また、同一の割当予定先に対して同時に実行される予定であることから、当社は、いちごトラストに対するB種優先株式及び本新株予約権の発行を一体の取引として評価することを第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計から本新株予約権価値算定書においてその評価結果を取得しております。本新株予約権価値算定書によれば、赤坂国際は、上記「①B種優先株式」及び「②本新株予約権」に関する評価結果を前提に、いちごトラストに割り当てるB種優先株式及び本新株予約権に関する公正な評価額を、B種優先株式及び本新株予約権の払込金額の合計である504億円に対して、422.4億円から576.1億円と算定しております。

また、当社は、赤坂国際会計から 2020 年 1 月 31 日付で、B 種優先株式及び本新株予約権の払込金額の合計は、当社及びいちごトラストを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。なお、当社は、赤坂国際会計から 2020 年 1 月 31 日付で、B 種優先株式の払込金額のみについても、当社及びいちごトラストを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

当社は、上記に加えて、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、B 種優先株式及び本新株予約権の発行条件及び払込金額を決定しており、当社としては、B 種優先株式及び本新株予約権の発行条件は公正な水準であると判断しています。

もっとも、客観的な市場価格のない B 種優先株式及び本新株予約権の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があること、B 種優先株式及び本新株予約権の目的である C 種優先株式の転換価額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであることから、割当予定先であるいちごトラストに特に有利な金額に該当するものとして、本株主総会において特別決議による承認を得ることを、B 種優先株式及び本新株予約権の発行の条件としました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割り当てる B 種優先株式については議決権が付与されているため、B 種優先株式が発行された段階で、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じます。また、B 種優先株式及び本新株予約権の目的である C 種優先株式のいずれについても、転換価額 50 円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、同請求権の行使により、既存株主の皆様に対し更なる希薄化の影響が生じる可能性があります。

本第三者割当によりいちごトラストに対して B 種優先株式が割り当てられた場合、B 種優先株式の発行株式数 672,000,000 株(議決権数 6,720,000 個)につき、2020 年 1 月 16 日現在の当社発行済株式総数 846,165,800 株及び議決権数 8,461,356 個を分母とする希薄化率は 79.42%(議決権ベースの希薄化率は 79.42%)に相当します。また、B 種優先株式及び本新株予約権の行使により発行される C 種優先株式の全てについて転換価額 50 円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式数 2,016,000,000 株(議決権数 20,160,000 個)につき、2020 年 1 月 16 日現在の当社発行済株式総数 846,165,800 株及び議決権数 8,461,356 個を分母とする希薄化率は 238.25%(議決権ベースの希薄化率は 238.26%)に相当します。

加えて、当社は、INCJ に対し、総額 1,020 億円の A 種優先株式(転換価額は当社普通株式 1 株当たり 225 円を最低価額とする市場価格)の発行を行う予定です。仮に当該条件で A 種優先株式が発行された場合、INCJ が A 種優先株式の全てについて当社普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合に交付される当社普通株式数は最大で 453,333,333 株(議決権数 4,533,333 個)となり、B 種優先株式及び本新株予約権の行使により発行される C 種優先株式の全てについて転換価額 50 円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式数の 2,016,000,000 株(議決権数 20,160,000 個)との合計 2,469,333,333 株(議決権数 24,693,333 個)につき、2020 年 1 月 16 日現在の当社発行済株式総数 846,165,800 株及び議決権数 8,461,356 個を分母とする希薄化率は 291.83%(議決権ベースの希薄化率は 291.84%)に相当します。

このように、本第三者割当及び INCJ に対する A 種優先株式第三者割当により大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、①上記「2. 募集の目的及び理由 (1)本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、2020 年 1 月 31 日時点において、当社には大規模な資本金が早期に必要なと認められるところ、本第三者割当の発行規模は大規模ではあるものの、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「①B 種優先株式 (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」及び「②本新株予約権 (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおり、B 種優先株式の発行はあくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な限度に留まること、②本第三者割当は、いちごトラストから、2020 年 3 月末までに B 種優先株式の引受けによって最大 500 億円の資金提供を行い、2020 年 4 月以降にも追加的に新株予約権の行使による C 種優先株式の引受けを通じて最大 500 億円(累計で最大 1,000 億円)の資金提供が可能である旨の意向が示されたことを契機とするものであるところ、当社の財務状況等に鑑みると、いちごトラストが 1,000 億円全額について払込義務を負うこととなる資金供与に応じることは現実的ではなく、B 種優先株式の発行のためには本新株予約権の発行も不可欠であること、③本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、必要金額の調達の確実性が最も高く、かつ、既存株式の希薄化を直ちに生じさせることなく、早期の資本金の確保という目的に寄与するものであることから、最も適切な資金調達手法と考えられること、④B 種優先株式及び本新株予約権の目的である C 種優先株式については、最短でも払込期日 (C 種優先株式については C 種優先株式が最初に発行された日) の 1 年後の応当日以降の当社普通株式への転換がそれぞれ想定されているため、本第三者割当により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、C 種優先株式 (払込期日: 本新株予約権の行使期間である 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間) と A 種優先株式 (払込期日: 2020 年 3 月 26 日) 及び B 種優先株式 (払込期日: 2020 年 3 月 26 日) とは払込期日が異なることから、普通株式への転換可能期間が段階的に到来することとなり、急激な希薄化が直ちに生ずることに対する配慮がなされていること、⑤実際には、B 種優先株式、本新株予約権及び A 種優先株式が発行された場合においても、B 種優先株式以外は議決権がないため、B 種優先株式発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていること、⑥各優先株式については当社の判断で強制的に償還を行うことが可能であるため、十分な分配可能額を確保できた場合には強制償還を行うことにより、既存株主の議決権等に対する希薄化が生じる可能性を低減することができる仕組みを採用していること、⑦A 種優先株式の発行と引き換えに、INCJ が保有している第 1 回劣後 CB を買入消却することを予定しているため、第 1 回劣後 CB に係る潜在株式 (2020 年 1 月 31 日現在: 63,938,618 株) に係る議決権数 (2020 年 1 月 31 日現在: 639,386 個) の増加の可能性がなくなること、⑧B 種優先株式及び C 種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権に係る転換価額が 50 円であることについても、当社の置かれた厳しい財務状況並びにいちごトラストとの協議及び交渉の結果決定されたものであり、本株式価値算定書で示された算定結果も踏まえると、当該発行条件は、本第三者割当を実施する必要性に鑑みればやむを得ないものであると認められると判断できること、⑨本第三者割当は株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としており、その他法令上必要な手続が行われていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当及び A 種優先株式第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	Ichigo Trust	
(2) 所 在 地	Elgin Court, Elgin Avenue, P.O. Box 448, George Town, Grand Cayman, KY1-1106, Cayman Islands	
(3) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島信託法	
(4) 組 成 目 的	日本企業への投資に特化した資産運用	
(5) 組 成 日	2006年10月5日	
(6) 出 資 の 総 額	847,921 百万円 (2019年12月31日現在)	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	主に欧米の大学基金・財団・年金基金です。詳細は情報の提供が得られていないため、開示することができません。	
(8) 投 資 一 任 勘 定 委 託 先 に 関 する 事 項	名 称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.)
	所 在 地	1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 17909
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	パートナー・CEO (Partner / CEO) ナヴェイド エジャズ ファルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
	事 業 内 容	投資運用業
	資 本 金	シンガポールドル (SGD) 200,000
(9) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社に対する出資はしておらず、該当事項はありません。
	上場会社と投資一任勘定委託先との間の関係	資本関係・人的関係・取引関係のいずれも該当事項はありません。

(注) 1. 2020年1月31日現在におけるものであります。

2. いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドは、割当予定先であるいちごトラストとの間で投資一任契約を締結し、いちごトラストから投資運用に関する権限を受託しております。
3. 当社は、本資本提携契約等において、いちごトラストから、いちごトラスト、その役員及び従業員並びにその主たる出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係もない旨の表明保証を受けております。また、当社は、いちごトラストが反社会的勢力であるか否か、又はいちごトラストが反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である Nardello & Co. 合同会社に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、いちごトラストが反社会的勢力である、又はいちごトラストが反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。加えて、当社は、いちごトラストから、いちごトラストの主たる出資者についてマネロン・テロ資金対策の国際基準に則して行った調査の結果について情報提供を受けております。以上のことから、当社は、いちごトラスト、その役員及び従業員並びにその主たる出資者が

反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

① B種優先株式

当社は、いちごトラストから、原則としてB種優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。なお、当社は、いちごトラストから、いちごトラストが払込期日から2年以内にB種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定であります。

② 本新株予約権

当社は、いちごトラストから、原則として本新株予約権又は本新株予約権の目的であるC種優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、いちごトラストが現金資産を含む保有資産の管理及び運営の業務を委託している機関であるMaples Group(所在地：1 Raffles Place, #36-01 One Raffles Place 048616 Singapore)が発行した2019年12月31日時点におけるいちごトラストの残高報告書を取得し、いちごトラストが本第三者割当に係る払込みに足る現預金を保有していることを確認しております。

なお、当社は、本資本提携契約において、いちごトラストとの間で、いちごトラストは本資本提携契約後、実務上可能な範囲で速やかに、いちごトラスト名義の指定の銀行口座に252億円を入金すること、当社の書面による事前の同意なく当該口座内の預金の引出し及び送金をすることはできないこと、及びB種優先株式第三者割当の払込期日までは当該金額を上記口座に維持し、B種優先株式第三者割当の払込期日に当該金額をB種優先株式の払込金額に充当することについて合意しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 本第三者割当後

① 普通株式

募集前 (2020年1月16日現在)		募集後	
株式会社 INCJ	25.29%	株式会社 INCJ	14.10%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	6.78%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.78%
日亜化学工業株式会社	4.13%	日亜化学工業株式会社	2.30%

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.40%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	0.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.38%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.29%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.72%
ソニー株式会社	1.26%	ソニー株式会社	0.70%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社)	1.17%	MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社)	0.65%
羽田タートルサービス株式会社	1.14%	羽田タートルサービス株式会社	0.63%
内海 章雄	1.11%	内海 章雄	0.62%

(注) 1. 2020年1月16日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

3 募集後の持株比率は、募集後の所有株式数を、2020年1月16日現在の発行済株式総数(846,165,800株)に、本第三者割当により新たに発行されるB種優先株式数(672,000,000株)を加えた数(1,518,165,800株)で除して算出した数値です。

4 エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー(Effissimo Capital Management Pte. Ltd.)より2019年12月5日付で大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として現時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。

② B種優先株式

募集前(2020年1月16日現在)	募集後
該当なし	Ichigo Trust 44.26%

(2) B種優先株式及び本新株予約権の行使によるC種優先株式の発行後並びにB種優先株式及びC種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権が全て行使された後

① 普通株式

募集前(2020年1月16日現在)	募集後(B種優先株式及びC種優先株式の取得請求権の行使により交付される株式を考慮した場合)
株式会社 INCJ 25.29%	Ichigo Trust 70.44%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社) 6.78%	株式会社 INCJ 7.48%
日亜化学工業株式会社 4.13%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社) 2.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 1.40%	日亜化学工業株式会社 1.22%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 1.38%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 0.41%

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.29%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.41%
ソニー株式会社	1.26%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.38%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社)	1.17%	ソニー株式会社	0.37%
羽田タートルサービス株式会社	1.14%	MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社)	0.34%
内海 章雄	1.11%	羽田タートルサービス株式会社	0.34%

(注) 1 2020年1月16日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

3 募集後の持株比率は、募集後の所有株式数を、2020年1月16日現在の発行済株式総数(846,165,800株)に、本第三者割当により発行されるB種優先株式数及び本新株予約権の行使により発行されるC種優先株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合にいちごトラストが取得する当社普通株式数(2,016,000,000個)を加えた数(2,862,165,800個)で除して算出した数値です。

4 上記「(1) 本第三者割当後」の「① 普通株式」(注)4に同じです。

(3) A種優先株式、B種優先株式及び本新株予約権の行使によるC種優先株式の発行後並びにA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が全て行使された後

① 普通株式

募集前(2020年1月16日現在)		募集後(A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得請求権の行使により交付される株式を考慮した場合)	
株式会社 INCJ	25.29%	Ichigo Trust	60.81%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	6.78%	株式会社 INCJ	20.13%
日亜化学工業株式会社	4.13%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.40%	日亜化学工業株式会社	1.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.38%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	0.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.29%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.35%
ソニー株式会社	1.26%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.33%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人メリルリンチ日本証)	1.17%	ソニー株式会社	0.32%

券株式会社)			
羽田タートルサービス株式会社	1.14%	MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人メリルリンチ日本証券株 式会社)	0.30%
内海 章雄	1.11%	羽田タートルサービス株式会社	0.29%

(注) 1 2020年1月16日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

3 募集後の持株比率は、募集後の所有株式数を、2020年1月16日現在の発行済株式総数(846,165,800株)に、A種優先株式第三者割当により発行されるA種優先株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合にINCJが取得する当社普通株式の最大株式数(453,333,333株)、並びに本第三者割当により発行されるB種優先株式数及び本新株予約権の行使により発行されるC種優先株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合にいちごトラストが取得する当社普通株式数(2,016,000,000株)を加えた数(3,315,499,133株)で除して算出した数値です。

4 上記「(1) 本第三者割当後」の「① 普通株式」(注)4に同じです。

8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の財務体質の回復・強化に寄与するものであり、中長期的には当社における事業の安定的な成長及び株式価値の向上に資するものと考えておりますが、当社の業績に与える影響については精査中です。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当によりいちごトラストに対してB種優先株式が割り当てられた場合、B種優先株式の発行株式数672,000,000株(議決権数6,720,000個)につき、2020年1月16日現在の当社発行済株式総数846,165,800株及び議決権数8,461,356個を分母とする希薄化率は79.42%(議決権ベースの希薄化率は79.42%)に相当します。また、B種優先株式及び本新株予約権の行使により発行されるC種優先株式の全てについて転換価額50円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式数2,016,000,000株(議決権数20,160,000個)につき、2020年1月16日現在の当社発行済株式総数846,165,800株及び議決権数8,461,356個を分母とする希薄化率は238.25%(議決権ベースの希薄化率は238.26%)に相当します。

このように、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動が生じることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について株主の皆様への意思確認手続を行う予定です。

さらに、当社は、既存株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、2020年1月31日時点において、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の取締役である栗田良輔氏(当社の独立役員として東京証券取引所に届け出て

いる社外取締役です。)並びに当社の監査役である江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏(いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役です。)を選定し、本第三者割当に関する意見を諮問し、2020年1月31日付で、以下のとおりの意見をいただきました。

① 意見

本第三者割当には必要性及び相当性が認められるものとする。

② 本第三者割当の必要性

当社を取り巻く事業環境において、スマートフォン市場における世界的な市場成長の鈍化、高価格帯スマートフォン市場における OLED ディスプレイ採用の拡大、韓国メーカーによる OLED ディスプレイの攻勢、中国の競合メーカーによる低温ポリシリコン(LTPS)技術を採用した液晶ディスプレイの生産能力拡大により、競争環境が激化した結果、当社の資金繰り及び収益性が急激に悪化するに至ったため、財務基盤の悪化による企業価値の更なる毀損を防ぐためには、投資家候補からの資金調達及びそれを条件とする INCJ によるリファイナンスの一環である A 種優先株式の発行を早期に実施することにより、財務基盤を回復させることが喫緊の経営課題である。

いちごトラストに対する本第三者割当により、茂原工場内の蒸着方式 OLED ディスプレイの生産ラインにおける量産技術の改善及び生産性向上の設備投資、車載及びその他ノンモバイル製品向け液晶ディスプレイの生産拡大に向けた設備投資、センサーの量産化を見据えた設備投資、運転資金、並びに借入金の弁済を資金使途として最大 1,008 億円の資金調達を行うことで、長期安定資金を確保し、また、負債性資金の一部を資本性資金に変更することにより自己資本比率を高め当社の財務体質を改善することができる。

したがって、当社には本第三者割当の必要性が認められると思料する。

③ 他の手段との比較における本第三者割当のスキームの相当性

当社の置かれた状況、資金調達の必要性を踏まえれば、本第三者割当の代わりに、金融機関からの借入や普通社債の発行、公募増資による普通株式の発行、ライセンス・株主割当、第三者割当による普通株式の発行、第三者割当による優先株式のみの発行、新株予約権のみの発行といった一般的なその他の資金調達手段を採用することは、実現可能性、調達金額の確実性等の観点から、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと考えられる。他方で、第三者割当による B 種優先株式及び本新株予約権の発行は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社にとって適切な選択肢になり得ると考えられ、かつ、既存株式の希薄化を直ちに生じさせることなく、早期の資本性資金の確保という目的に寄与するものであると判断できる。

また、いちごトラストを割当予定先に選定するに至るまで、当社が大規模な資本性資金を早期に調達することを必要としている事実を公表した上で、一定期間に亘り Suwa 及びその出資予定者との協議並びに投資家候補との協議・交渉を実施してきたことから、当社はいちごトラストの選定にあたって、代替的なスポンサーの有無について十分なマーケットチェックを実施したものと考えられ、かつ、2020年1月31日現在、いちごトラスト以外の投資家候補から、早期かつ安定的な資本性資金の提供

が見込まれる具体的な提案を含む意向の表明を受けていないことからすると、いちごトラストを割当予定先に選定することが現時点で当社にとっての最良の選択肢であると考えられる。

④ 本第三者割当の発行条件が合理的であること

当社は、B種優先株式の諸条件を考慮したB種優先株式の価額の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計から2020年1月31日付で、B種優先株式価値算定書を取得している。

B種優先株式価値算定書によれば、赤坂国際会計は、一定の前提（B種優先株式の転換価額、いちごトラストが普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の1株当たりの株式価値、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、割引率等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、B種優先株式の公正な評価額をB種優先株式100円当たり83.8円から103.8円と算定している。また、いちごトラストに対して割り当てるB種優先株式の公正な評価額は、B種優先株式の払込金額504億円当たり422.4億円から523.2億円と算定されている。

なお、B種優先株式価値算定書及び本新株予約権価値算定書における算定の前提のうち、当社普通株式の1株当たりの株式価値については、DCF法によって算定された36円から57円を採用している。

また、当社は、本新株予約権及び本新株予約権の目的であるC種優先株式の諸条件を考慮した本新株予約権の価額の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計から2020年1月31日付で、新株予約権価値算定書を取得している。

本新株予約権価値算定書によれば、赤坂国際会計は、一定の前提（C種優先株式の転換価額、いちごトラストがC種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の1株当たりの株式価値、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、割引率等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、C種優先株式100円当たりを1単位とした場合の本新株予約権の公正な評価額を、0円から10.5円と算定している。また、いちごトラストに割り当てる本新株予約権の目的となる株式であるC種優先株式の公正な評価額は、C種優先株式の想定払込金額504億円当たり0円から52.9億円と算定されている。

いちごトラストに対するB種優先株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当は、本株主総会において同一議案として承認を得て、また、同一の割当予定先に対して同時に実行される予定であることから、当社は、いちごトラストに対するB種優先株式及び本新株予約権の発行を一体の取引として評価することを第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計から本新株予約権価値算定書においてその評価結果を取得している。本新株予約権価値算定書によれば、赤坂国際は、上記B種優先株式及び本新株予約権に関する評価結果を前提に、いちごトラストに割り当てるB種優先株式及び本新株予約権に関する公正な評価額を、B種優先株式及び本新株予約権の払込金額の合計である504億円に対して、422.4億円から576.1億円と算定している。

また、当社は、赤坂国際会計から2020年1月31日付で、B種優先株式及び本新株予約権の払込金額は、当社及びいちごトラストを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得している。なお、当社は、赤坂国際会計から2020年1月31日付で、B種優先

株式の払込金額のみについても、当社及びいちごトラストを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得している。

以上より、B種優先株式及び本新株予約権の発行条件は、合理的であると認められる。

⑤ 本第三者割当の相当性

本第三者割当によりいちごトラストに対してB種優先株式が割り当てられた場合、B種優先株式の発行株式数 672,000,000 株(議決権数 6,720,000 個)につき、2020年1月16日現在の当社発行済株式総数 846,165,800 株及び議決権数 8,461,356 個を分母とする希薄化率は 79.42%(議決権ベースの希薄化率は 79.42%)に相当する。また、B種優先株式及び本新株予約権の行使により発行されるC種優先株式の全てについて転換価額 50 円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式数の合計 2,016,000,000 株(議決権数 20,160,000 個)につき、2020年1月16日現在の当社発行済株式総数 846,165,800 株及び議決権数 8,461,356 個を分母とする希薄化率は 238.25%(議決権ベースの希薄化率は 238.26%)に相当する。

このように本第三者割当により大規模な希薄化が生じることが見込まれるが、他方で、①上記の通り、2020年1月31日時点において、当社には大規模な資本金が早期に必要であると認められるところ、本第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、B種優先株式の発行はあくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な限度に留まり、また、本第三者割当は、いちごトラストから、2020年3月末までにB種優先株式の引受けによって最大 500 億円の資金提供を行い、2020年4月以降にも追加的に新株予約権の行使によるC種優先株式の引受けを通じて最大 500 億円(累計で最大 1,000 億円)の資金提供が可能である旨の意向が示されたことを契機とするものであるところ、当社の財務状況等に鑑みると、いちごトラストが 1,000 億円全額について払込義務を負うこととなる資金供与に応じることは現実的ではなく、B種優先株式の発行のためには新株予約権の発行も不可欠であること、②いちごトラストに対する本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、必要金額の調達の確実性が最も高く、かつ、既存株式の希薄化を直ちに生じさせることなく、早期の資本金の確保という目的に寄与するものであることから、最も適切な資金調達手法と考えられること、③B種優先株式及び本新株予約権の目的であるC種優先株式については、最短でも払込期日(C種優先株式についてはC種優先株式が最初に発行された日)の1年後の応当日以降の当社普通株式への転換がそれぞれ想定されているため、本第三者割当により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、C種優先株式(払込期日：本新株予約権の行使期間である 2020年4月1日から 2023年3月31日までの間)とA種優先株式(払込期日：2020年3月26日)及びB種優先株式(払込期日：2020年3月26日)とは払込期日が異なることから、普通株式への転換可能期間が段階的に到来することとなり、急激な希薄化が直ちに生ずることに対する配慮がなされていること、④実際には、B種優先株式、本新株予約権及びA種優先株式が発行された場合においても、B種優先株式以外は議決権がないため、B種優先株式発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていること、⑤各優先株式については当社の判断で強制的に償還を行うことが可能であるため、十分な分配可能額を確保できた場合には強制償還を行うことにより、既存株主の議決権等に対する希薄化が生じる可能性を低減することができる仕組みを採用していること、⑥A種優先株式の発行と引き換えに、INCJ が保有している第1回劣後 CB を買入消却することを予定しているため第1回劣後 CB に係る潜在株式(2020年1

月 31 日現在：63,938,618 株）に係る議決権数（2020 年 1 月 31 日現在：639,386 個）の増加の可能性がなくなること、⑦B 種優先株式及び C 種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権に係る転換価額が 50 円であることについても、当社の置かれた厳しい財務状況並びにいちごトラストとの協議及び交渉の結果決定されたものであり、本株式価値算定書で示された算定結果も踏まえると、当該発行条件は、本第三者割当を実施する必要性に鑑みればやむを得ないものであると認められると判断できること、⑧本第三者割当は株主総会の特別決議による承認を条件としており、その他法令上必要な手続が行われていることといった事情を踏まえれば、既存の当社株主への影響は一定程度抑制されるものであり、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには必要性及び相当性が認められる。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
売 上 高	884,440 百万円	717,522 百万円	636,661 百万円
営業利益（△損失）	18,502 百万円	△61,749 百万円	△30,989 百万円
経常利益（△損失）	△8,871 百万円	△93,658 百万円	△44,153 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	△31,664 百万円	△247,231 百万円	△109,433 百万円
1 株 当 たり 当期純利益（△損失）	△52.65 円	△411.09 円	△131.84 円
1 株 当 たり 配 当 金	-円	-円	-円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	540.16 円	133.58 円	5.91 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2019 年 12 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	846,165,800 株	100%
現時点における潜在株式数	75,202,418 株	8.89%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
始 値	221 円	260 円	183 円
高 値	398 円	290 円	189 円
安 値	138 円	174 円	50 円
終 値	260 円	193 円	69 円

② 最近 6 か月間の状況

	2019年 8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月
始 値	74 円	64 円	59 円	64 円	71 円	78 円
高 値	75 円	72 円	69 円	76 円	82 円	80 円
安 値	59 円	59 円	54 円	63 円	67 円	69 円
終 値	64 円	60 円	64 円	71 円	80 円	71 円

(注) 1月の株価については、2020年1月30日現在で表示しております。

③ 発行決議日の直前営業日における株価

	2020年1月30日
始 値	74 円
高 値	75 円
安 値	69 円
終 値	71 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・日亜化学工業株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2018年4月25日
調 達 資 金 の 額	4,869百万円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき143円
募集時における 発行済株式数	601,411,900株
当該募集による 発行株式数	34,965,000株
募集後における 発行済株式総数	636,376,900株
割 当 先	日亜化学工業株式会社
発行時における 当初の資金用途	①FULL ACTIVE™の量産に関する増加運転資金等 ②FULL ACTIVE™の後工程量産体制に向けた設備投資等
発行時における 支出予定時期	①2018年7月～2019年3月 ②2018年5月～2019年3月
現時点における 充 当 状 況	当初資金用途に記載のとおり FULL ACTIVE™の量産に関する増加運転資金及び FULL ACTIVE™の後工程量産体制に向けた設備投資等に全額充当済みです。

(注) 上記の発行済株式数は同日付で払込みがなされた海外機関投資家第三者割当による新株式の発行による増加分を勘案しておりません。海外機関投資家第三者割当により増加する発行済株式総数は209,788,900株であり、海外機関投資家第三者割当を勘案した増加後の発行済株式総数は846,165,800株となっております。

・海外機関投資家を割当先とする第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2018年4月25日
調 達 資 金 の 額	29,179百万円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1株につき143円
募集時における 発行済株式数	601,411,900株
当該募集による 発行株式数	209,788,900株
募集後における 発行済株式総数	811,200,800株
割 当 先	ザ・セガンティ・アジア・パシフィック・エクイティ・マルチ・ストラテジー・ファンド、モナシー・インベストメント・マネージメント・エルエルシー、ネズ・アジア・キャピタル・マネージメント・リミテッド、他27社
発行時における 当初の資金用途	①FULL ACTIVE™の量産に関する増加運転資金等 ②FULL ACTIVE™の後工程量産体制に向けた設備投資等
発行時における 支出予定時期	①2018年7月～2019年3月 ②2018年5月～2019年3月
現時点における 充 当 状 況	当初資金用途に記載のとおり FULL ACTIVE™の量産に関する増加運転資金及び FULL ACTIVE™の後工程量産体制に向けた設備投資等に全額充当済みです。

（注）上記の発行済株式数は同日付で払込みがなされた事業会社第三者割当による新株式の発行による増加分を勘案しておりません。事業会社第三者割当により増加する発行済株式総数は34,965,000株であり、事業会社第三者割当を勘案した増加後の発行済株式総数は846,165,800株となっております。

・INCJを割当先とする第三者割当によるA種優先株式の発行（予定）

払 込 期 日	2020年3月26日
調 達 資 金 の 額	101,620百万円（差引手取概算額）
発 行 価 額	A種優先株式1株につき100円
募集時における 発行済株式数	普通株式 846,165,800株 B種優先株式 672,000,000株（予定）
当該募集による 発行株式数	A種優先株式 1,020,000,000株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 846,165,800株 A種優先株式 1,020,000,000株 B種優先株式 672,000,000株（予定）
割 当 先	株式会社 INCJ

発行時における 資金使途	次の債務の弁済又は買入消却 ① 当社が株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行及び三井住友信託銀行株式会社との間で締結している 2018 年 8 月 3 日付コミットメントライン契約に基づく借入 ② 当社が株式会社 INCJ との間で締結している 2019 年 12 月 25 日付の短期借入契約としての金銭消費貸借契約に基づく借入 ③ 株式会社ジャパンディスプレイ 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付)
発行時における 支出予定時期	2020 年 3 月

11. 発行要項

B種優先株式及び本新株予約権の発行要項は、別紙1及び別紙2に記載しております。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

B種優先株式第三者割当により発行されるB種優先株式672,000,000株がいちごトラストに割り当てられますので、その結果、下記のとおり、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じることが見込まれます。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる予定の株主

上記、「I. 本第三者割当 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる予定の株主

名 称	株式会社 INCJ
所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 (CEO) 志賀 俊之 代表取締役社長 (COO) 勝又 幹英
事 業 内 容	改正前の産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) と同趣旨の枠組みの下での特定事業活動の支援等
資 本 金	500 百万円 (2019 年 12 月 31 日現在)

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) いちごトラスト

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権に 対する割合	大株主順位	属性
異動前 (2020年1月16 日現在)	—	—	—	—
異動後	6,720,000 個 (672,000,000 株)	44.26%	第1位	主要株主である 筆頭株主

(2) INCJ

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権に 対する割合	大株主順位	属性
異動前 (2020年1月16 日現在)	2,140,000 個 (214,000,000 株)	25.29%	第1位	主要株主である 筆頭株主
異動後	2,140,000 個 (214,000,000 株)	14.10%	第2位	主要株主

(注) 1. 上記「議決権の数 (所有株式数)」には、A種優先株式、B種優先株式及び本新株予約権の行使により発行されるC種優先株式に係る潜在株式数、並びに現在 INCJ が保有する潜在株式数は含めておりません。

2. 異動前の議決権所有割合は、2020年1月16日現在の総株主の議決権の数 (8,461,356 個)

を基準に算出しております。

3. 異動後の議決権所有割合は、2020年1月16日現在の総議決権数（8,461,356個）に本第三者割当により新たに発行されるB種優先株式に係る議決権数（6,720,000個）を加えた数（15,181,356個）を基準に算出しております。
4. 「総株主の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。
5. 「大株主順位」は、2020年1月16日現在の株主名簿を基に記載しております。

4. 異動予定年月日

B種優先株式の発行日（2020年3月26日（木曜日））

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

上記の異動により、いちごトラストが新たに当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当します。

6. 今後の見通し

今後の見通しについては、上記「I. 本第三者割当 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

(別紙1)

株式会社ジャパンディスプレイ B種優先株式

発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社ジャパンディスプレイ B種優先株式 (以下「B種優先株式」という。)
2. 募集株式の数	672,000,000株
3. 払込金額	1株につき75円
4. 払込金額の総額	50,400,000,000円
5. 増加する資本金の額	25,200,000,000円 (1株につき37.5円)
6. 増加する資本準備金の額	25,200,000,000円 (1株につき37.5円)
7. 払込期日	2020年3月26日
8. 割当先/株式数	第三者割当の方法により、Ichigo Trust に全株式を割り当てる。

【B種優先株式の内容】

9. 剰余金の配当 (1)剰余金の配当	<p>当社は、配当支払日（配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。）における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式の株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるB種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された株式会社ジャパンディスプレイA種優先株式（以下「A種優先株式」という。）を有する株主（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された株式会社ジャパンディスプレイC種優先株式（以下「C種優先株式」という。）を有する株主（以下「C種優先株主」という。）及びC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。なお、B種優先株式1株当たりの配当金に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>「B種転換比率」とは、その時点でのB種投資金額（下記13.(2)に定義される。以下同じ。）を、B種転換価額（下記15.(3)に定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。</p>
------------------------	---

(2) B種投資金額

B種投資金額は以下のとおりとする。

① 当初は75円とする。

② 当社がB種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりB種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のB種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するB種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のB種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するB種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{株式分割等前のB種優先株式} \\ & & & & \text{の発行済株式数} \\ \text{調整後の} & = & \text{調整前の} & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{B種投資金額} & & \text{B種投資金額} & & \text{株式分割等後のB種優先株式} \\ & & & & \text{の発行済株式数} \end{array}$$

調整後のB種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、B種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株当たり、B種投資金額に相当する額を支払う。なお、B種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(2)参加条項	B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して上記(1)に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるB種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。
11. 譲渡制限	譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。
12. 議決権	B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。
13. 種類株主総会の議決権	当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
14. 金銭対価の取得条項(強制償還)	当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種投資金額を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、B種優先株式の一部取得を行うにあたり、B種優先株主が複数存在する場合には、取得するB種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。
15. 普通株式対価の取得請求権(転換請求権) (1)転換請求権の内容 (2)転換請求により交付する普通株式数の算定方法 (3)B種転換価額	<p>B種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき下記(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。</p> <p>B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。</p> <p>(算式)</p> <p style="text-align: center;">B種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 ＝B種投資金額÷B種転換価額</p> <p>なお、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。</p> <p>B種転換価額は、以下に定める金額とする。</p> <p>① 当初は、50円とする。</p> <p>② 上記①の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事</p>

由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、B種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。））、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりB種転換価額を調整する。

なお、本要項において「株式総数」とは、調整後のB種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{調整前のB種転換価額}} \times 1 \text{株あたりの発行価額}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後の} \\ \text{B種転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前の} \\ \text{B種転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{株式} \\ \text{総数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行株式数} \\ \times 1 \text{株あたりの対価の額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{調整前のB種転換価額} \\ \text{株式総数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額（以下本(iv)において「1株あたりの対価の額」という。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後の} \\ \text{B種転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前の} \\ \text{B種転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{株式} \\ \text{総数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行株式数} \\ \times 1 \text{株あたりの対価の額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{調整前のB種転換価額} \\ \text{株式総数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

調整後のB種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が

完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当会社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（以下「割当株式」という。）1株あたりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後の} \\
 \text{B種転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前の} \\
 \text{B種転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの価値}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

16. 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
- (4) 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。本項

において以下同じ。)で、A種優先株主の権利・利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

(5) 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(別紙2)

株式会社ジャパンディスプレイ第11回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ジャパンディスプレイ第11回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の総数

672個

3. 本新株予約権の払込金額の総額

0円(本新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることを要しない。)

4. 割当日及び払込期日

2020年3月26日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、Ichigo Trustに全ての本新株予約権を割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、株式会社ジャパンディスプレイC種優先株式(以下「C種優先株式」という。)とし、本新株予約権の目的である株式の数はC種優先株式672,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。))は1,000,000株とする。)

なお、決議日後、当社がC種優先株式につき株式分割(C種優先株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てることとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整することができることとする。

本新株予約権の目的となる株式の内容は、以下のとおりである。

記

① 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日(配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。)における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式の株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるC種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された株式会社ジャパンディスプレイA種優先株式(以下「A種優先株式」という。)を有する株主(以下「A種優先株主」という。)及びA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された株式会社

ジャパンディスプレイ B 種優先株式(以下「B 種優先株式」という。)を有する株主(以下「B 種優先株主」という。)及び B 種優先株式の登録株式質権者(以下「B 種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。なお、C 種優先株式 1 株当たりの配当金に、C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者が権利を有する C 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「C 種転換比率」とは、その時点での C 種投資金額(下記イに定義される。以下同じ。)を、C 種転換価額(下記⑦ウに定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第 3 位まで算出し、その小数点以下第 3 位を切り捨てる。)をいう。

イ C 種投資金額

C 種投資金額は以下のとおりとする。

(ア) 当初は 75 円とする。

(イ) 当社が C 種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て(総称して、以下「株式分割等」という。)を行う場合、以下の算式により C 種投資金額を調整する。なお、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合、小数点以下第 3 位まで算出し、小数点以下第 3 位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の C 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前の C 種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する C 種優先株式を除く。）」、「株式分割等後の C 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後の C 種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する C 種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{株式分割等前の C 種優先株式} & \\ & & & \text{の発行済株式数} & \\ \text{調整後の} & = & \text{調整前の} & \times & \frac{\text{株式分割等前の C 種優先株式}}{\text{株式分割等後の C 種優先株式}} \\ \text{C 種投資金額} & & \text{C 種投資金額} & & \text{の発行済株式数} \end{array}$$

調整後の C 種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

(ウ) その他上記(イ)に類する事由が発生した場合は、C 種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

② 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者並びに B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者と同順位にて、C 種優先株式 1 株当たり、C 種投資金額に相当する額を支払う。なお、C 種優先株式 1 株当たりの残余財産の分配額に、C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者が権利を有する C 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して上記アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主及びB種優先登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるC種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

③ 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

④ 議決権

C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

⑤ 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

⑥ 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、C種投資金額を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種優先株式の一部取得を行うにあたり、C種優先株主が複数存在する場合には、取得するC種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

⑦ 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者は、払込期日(C種優先株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに、C種優先株式1株につき下記ウに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数=C種投資金額÷C種転換価額
なお、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ C種転換価額

C種転換価額は、以下に定める金額とする。

(ア) 当初は50円とする。

(イ) 上記(ア)の規定に拘わらず、当社において以下の(A)乃至(E)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、C種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(A) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点

で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- (B) 調整前のC種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(B)において以下同じ。)する場合(但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。))、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりC種転換価額を調整する。

なお、本要項において「株式総数」とは、調整後のC種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(B)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価額}}{\text{調整前のC種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (C) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。

但し、本(C)の算式における「新規発行株式数」は、本(C)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のC種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式総数 + 新規発行株式数

調整後のC種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額(以下本(D)において「1株あたりの対価の額」という。)が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。

但し、本(D)の算式における「新規発行株式数」は、本(D)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{株式} & \text{新規発行株式数} \\ & & & \text{総数} & + \times 1 \text{株あたりの対価の額} \\ \text{調整後の} & = & \text{調整前の} & \times & \frac{\text{調整前のC種転換価額}}{\text{株式総数 + 新規発行株式数}} \\ \text{C種転換価額} & & \text{C種転換価額} & & \end{array}$$

調整後のC種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (E) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)1株あたりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。以下同じ。)が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(E)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{株式} & \text{割当株式数} \\ & & & \text{総数} & + \times 1 \text{株あたりの価値} \\ \text{調整後の} & = & \text{調整前の} & \times & \frac{\text{調整前のC種転換価額}}{\text{株式総数 + 割当株式数}} \\ \text{C種転換価額} & & \text{C種転換価額} & & \end{array}$$

調整後のC種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

⑧ 株式の併合又は分割等

ア 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

イ 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

ウ 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

エ 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。本項において以下同じ。)で、C種優先株主の権利・利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

オ 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は1株につき75円とする。

なお、割当日後に次の各事由が生じたときは、次の各算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り上げることとする。

- ① 当社がC種優先株式につき株式分割(C種優先株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができることとする。

8. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年4月1日から2023年3月31日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。

9. 本新株予約権の行使の条件

該当事項はなし。

10. 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使によりC種優先株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、残部を資本準備金の額とする。

11. 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については当社の取締役会の承認を要するものとする。

12. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権が第11項に違反して第三者に譲渡され、かつ本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、無償で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第8項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第15項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第16項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第15項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

15. 行使請求受付場所

株式会社ジャパンディスプレイ ファイナンス本部 財務部

16. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 本店

17. その他

- (1) 上記各項については、2020年3月25日開催予定の当社臨時株主総会における本新株予約権の発行に関連する議案及び本新株予約権の目的となる株式であるC種優先株式の発行のための定款の一部変更に係る議案の承認が得られること等を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。